

しない!

させない!

虐待!!

虐待防止のための指針

有限会社ティーアンドエム

グループホームやまお

1. 虐待防止に関する基本的な考え方

虐待は人権侵害であり、犯罪行為という認識のもと、障害者虐待防止法の理念に基づき、入居者の尊厳の保持・人格の尊重を重視し、権利利益の擁護に資することをお目的に、虐待の防止とともに虐待の早期発見・早期対応に努め、虐待に該当する次の行為のいずれも行いません。

- ①身体的虐待：入居者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく入居者の身体を拘束すること。
- ②性的虐待：入居者にわいせつな行為をすること、又は入居者にわいせつな行為をさせること。
- ③心理的虐待：入居者に対する著しい暴言・拒絶的な対応、又は不当な差別的な言動その他の入居者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
- ④放棄・放置：入居者を衰弱させるような著しい減食、又は長時間の放置他の入居者による①から③までに掲げる行為と同様の行為の放置、その他の入居者を擁護すべき職務上の義務を著しく怠ること。
- ⑤経済的虐待：入居者の財産を不当に処分すること、その他入居者から不当に財産上の利益を得ること。

2. 虐待防止委員会に関する事項

(1)虐待防止委員会の設置及び開催

虐待発生防止に努める観点から虐待防止委員会（以下「委員会」という）を設置します。委員会は、年に1回以上開催し、次の事を協議します。

- ・虐待の防止のための指針の整備に関すること。
- ・虐待の防止のための職員研修の内容に関すること。
- ・虐待等について、職員が相談、報告できる体制整備に関すること。
- ・職員が虐待を把握した場合に、市への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること。
- ・虐待等が発生した場合、再発の防止策に関すること。
- ・再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること。

(2)委員会の構成メンバー

委員長：管理者 委員：計画作成担当者（2名）
副委員長：看護師 各ユニット代表（2名）

(3)身体拘束廃止委員会や、相互に関係がある場合は、同時に行う場合もある。

3. 虐待防止担当者を設置する

虐待防止担当者を、管理者とする。

4. 職員研修に関する事項

虐待防止のための研修を、年1回以上行う。

研修内容は、基礎的内容等の適切な知識の普及・啓発。指針に基づき、権利擁護及び虐待防止を徹底するものである。

5. 虐待が発生した場合の、報告方法等に関する事項

①職員が入居者への虐待を発見した場合、管理者に報告する。管理者は、会社代表に報告する。

②管理者は、相談や報告があった場合、報告者の権利が不当に侵害されないよう注意を払い、虐待等を行った本人に事実確認を行い、関係者からも事情を確認します。

③事実確認の結果、虐待等が事実であると確認された場合には、本人に対応の改善を求め、必要な措置を講じます。事実が確認された時点において、市に報告します。

④上記の対応を行ったにもかかわらず善処されない場合や緊急性が高いと判断される場合は、市に相談します。警察に協力を仰ぐ場合もあります。

⑤事実確認を行った内容や虐待等が発生した経緯を踏まえ、委員会において当該事案がなぜ発生したかを検証し、原因の除去と再発防止策を作成し、職員に周知します。

⑥虐待等の発生後、再発が想定されない場合であっても、事実確認の概要及び再発防止策を市に報告します。

6. 虐待発生時の対応に関する事項

虐待等が発生した場合には、速やかに市役所長寿課に報告するとともに、その要因の除去に努めます。客観的な事実確認の結果、虐待者が職員であったことが判明した場合には、役職位の如何を問わず、厳正に対処します。また、緊急性の高い事案の場合には、市及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を優先します。

7. 成年後見人制度の利用支援に関する事項

入居者又はご家族に対して、必要に応じて利用可能な成年後見人制度について説明し、求めに応じて適切な窓口を案内する支援を行います。

8. 虐待等に係る苦情解決方法

①虐待等の苦情相談は、苦情受付担当者が受け付けた内容を法人に報告する。

②苦情相談窓口で受け付けた内容は、個人情報の取扱いに留意し、相談者に不利益が生じないように細心の注意を払って対処する。

③対応の結果は相談者に報告する。

9. 当指針の閲覧

当指針は、入居者及びご家族がいつでも閲覧ができるようにするとともに、ホームページ上に公表する。

10. 虐待防止の推進のために必要な基本事項

「3. 職員研修に関する事項」に定める研修のほか、外部機関により提供される虐待防止に関する研修等には積極的に参加し、入居者の権利擁護とサービスの質を低下させないよう努めます。

<附則>

本指針は、令和4年4月1日より施行する。

本方針は、令和7年9月1日より追記施行する。